

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和 5年 3月20日

事業所名 多機能型 きゃんばす

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	5	1	スペースを広く使えるように、収納棚に使用物品・用具を収納している。	活動内容や利用人数によっては適切なスペースでない場合がある。
	2 職員の配置数は適切である	5	1		職員の休みが重なると、他の部署よりフォローが必要な日がある。
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	2	4	本人が分かりやすいように視覚的（絵カード、マーク等）に知らせている。	バリアフリーではないが、段差に注意が向く様に、その都度声掛けを行ったり、その子に応じた対応を行っている。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6			換気を行ない、空調を整え、毎日、掃除の際にアルコール消毒（部屋、使用した玩具等）を実施し感染症対策を行っている。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	4	2		職員会議等で話し合っている。職員間で話し合いがあり、情報共有しているが、支援の統一に努めて参ります。
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	5	1		年1回保護者様へ事業所評価の記入をお願いし保護者様の意見や意向の把握を全職員で共有し改善していきけるように努めている。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	3	3		保護者様に配布したり、玄関掲示している。今年、ホームページを開設したので、公表予定である。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	1	5		第三者委員による外部評価については、行っていないが、今後は外部評価を行い業務改善に努めて参ります。
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6			研修の紹介はあるものの、興味のある研修にしか参加していない様子が見られる。会議や研修の時間を設けている。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6			個別支援計画は、職員で話し合いを持ち作成している。又、モニタリング時にご家庭での困りごとの聞き取り等をし、保護者様や利用者様の希望を取り入れたうえで計画作成を実施している。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	5	1		
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	5	1		
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6			
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	6			
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6		季節や曜日によって活動が偏らないようにしている。	
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	4	2		個別指導は行っていない。今後、個別指導の時間を設けていきたいと考えている。
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	5	1		その週のリーダーが主となり、打ち合わせが必要な事は確認を行っている。活動内容に応じて職員の人数や役割、配置の伝達を行っている。
	18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	3	3		就業が早い職員もいることから、後日や気になった時に共有している。
	19 日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	6			毎日、個別記録を作成している。
20 定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	6				
関係機関や保護者との連携	21 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6			
	22 母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	3	3		
	23 （医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている		6		対応していない。
	24 （医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている		6		対応していない。
	25 移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	6			幼稚園や保育園に通所している利用児様がいる為、情報共有を図っている。
	26 移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	3	3		保護者様や学校の意向に応じて対応している。
	27 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	2	4		
	28 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		6		今後、行事や遊びを通して、交流していければと思っています。
	29 （自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している		6		
	30 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6			連絡帳や電話、送迎時等には、その日の利用児様の様子をお伝えしている。
31 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	1	5		ペアレントトレーニングは行っていないが、保護者様から、困った事や相談等があればいつでもお話を聞き必要に応じて、職員で話し合った上で助言やアドバイス等を行っている。	

保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	4	2		利用契約時に説明を行っています。利用負担額に変更がある場合には都度、対象の保護者様に説明をしている。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6			
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		6		保護者様同士で情報共有やお互いの悩み等を相談できる機会を検討していきます。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6			敏速に対応するように努めている。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6			都度お知らせや情報がある場合は別に発信している。2～3ヵ月に、1度きやんばす便りを発行している。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	5	1		個人情報が出れないように、注意を払っているが、情報の掲示等は難しい部分も感じている。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6			
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		6		
	非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	5	1	
42		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6			避難訓練計画を作成し、現実に沿った災害を想定し、普段から災害に対応出来るように訓練に取り組んでいる。
43		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	5	1		その日の利用児様の対応を職員で確認して支援に入るようにしている。服薬時には、都度服薬依頼書を保護者様に記入して頂いている。
44		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	3	3		保護者様の方からの情報を基に、おやつ、食事に対応している。
45		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6			ヒヤリハットだと思った時は、ヒヤリハット報告書に記入し改善策を考え、職員で回覧し、共有している。
46		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6			虐待防止委員会を設置し研修等を行っている。
47		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	6			個別支援計画書にどのような場合に身体拘束を行うのかの記載を行ない説明して同意を得ている。